

議案第十九号

港区立図書館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立図書館条例の一部を改正する条例

港区立図書館条例（平成二十年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表港区立三田図書館の項中「東京都港区芝五丁目二十八番四号」を「東京都

港区芝五丁目三十六番四号」に改める。

第七条中「（港区立みなと図書館を除く。次条及び第十二条において同じ。）」を削る。

付 則

この条例中第七条の改正規定は公布の日から、第二条第二項の表の改正規定は港区教育委員会規則で定める日から施行する。

（説明）

三田図書館の位置を変更するほか、みなと図書館に指定管理者制度を導入するため、本案を提出いたします。